

定款（平成 29 年 4 月 1 日施行）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第一種社会福祉事業

- （イ）特別養護老人ホームの経営
- （ロ）軽費老人ホームの経営

（2）第二種社会福祉事業

- （イ）老人デイサービス事業の経営
- （ロ）老人短期入所事業の経営
- （ハ）老人居宅介護等事業の経営

（名称）

第 2 条 この法人は、社会福祉法人太田福祉記念会という。

（経営の原則等）

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第 4 条 この法人の事務所を福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢 1 1 番地 1 に置く。

第 2 章 評議員

（評議員の定数）

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 9 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、外部委員 1 名、法人職員 2 名の合計 4 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

6 上記のほか、評議員選任・解任委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める評議員選任・解任委員会運営規程による。

（評議員の任期）

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第 5 条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、評議員会において別に定める役員等報酬規程により、報酬を支給するものとし、評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、開催の都度選出する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員等の報酬及び旅費の額
- (3) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (4) 理事又は監事の法人に対する損害賠償責任の免除
- (5) 定款の変更
- (6) 法人の解散
- (7) 法人の合併契約の承認
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に規定する定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、評議員会の議長及び評議員会に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印する。

(評議員会運営規程)

第15条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規程による。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上8名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命を受けて、理事会において別に定める事務決裁規程によりこの法人の業務を掌理する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、必要に応じ理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める役員等報酬規程により報酬を支給するものとし、理事又は監事の地位にあることのみによっては支給しない。

(損害賠償責任の一部免除)

第23条 この法人は、理事又は監事社会福祉法第45条の20第1項の損害賠償責任について、同4項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(非業務執行理事等の責任限定契約)

第24条 この法人は、理事又は監事社会福祉法第45条の20第1項の損害賠償責任について、同4項に定める要件に該当する場合には、非業務執行理事等との間に、法令に定める最低責任限度額を限度とした責任限定契約を締結することができる。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の事務局長又は設置経営する施設の長は、理事会において、選任及び解任する。

3 事務局長又は設置経営する施設の長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(4) 第23条に規定する損害賠償責任の一部免除及び第24条に規定する非業務執行理事等の責任限定契約

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が署名又は記名押印する。

(理事会運営規程)

第31条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規程による。

第6章 顧問

(顧問)

第32条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の業務について、理事長の諮問に答え又は意見を具申する。

3 顧問の選任及び解任は、理事会の決議を得て理事長が委嘱する。

4 顧問に対して、評議員会において別に定める役員等報酬規程により報酬を支給するものとし、顧問の地位にあることのみによっては支給しない。

5 顧問の任期は、理事会における選任時に決定するものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金 金 1,000,000 円也

(2) 【所在】福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢 12 番地、11 番地 1、13 番地、福島県郡山市熱海町玉川字地止 28 番地【家屋番号】12 番【種類】養護所【構造】鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建【床面積】1 階 1,551.32 平方メートル 2 階 1,171.43 平方メートル 3 階 38.86 平方メートル

(特別養護老人ホーム玉川ホーム中央棟)

【所在】福島県郡山市熱海町玉川字地止 29 番地 1、福島県郡山市熱海町玉川字高畔 1 番地 1、1 番地 1 先、1 番地 4、6 番地 2、福島県郡山市熱海町玉川字久保田 29 番地 1、29 番地 2、30 番地 1、30 番地 2、31 番地 1【家屋番号】29 番 1【種類】養護院【構造】鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板葺 2 階建【床面積】1 階 937.37 平方メートル 2 階 3,184.23 平方メートル

(特別養護老人ホーム玉川ホーム南棟)

【所在】福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢山 16 番地 6、15 番地 5、20 番地 27、福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢 1 番地 30、11 番地 2、14 番地、15 番地【家屋番号】16 番 6【種類】養護所【構造】鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 4 階建【床面積】1 階 499.98 平方メートル 2 階 1,888.03 平方メートル 3 階 1,432.42 平方メートル 4 階 45.88 平方メートル

(特別養護老人ホームあたまホーム)

【所在】福島県郡山市湖南町舟津字小磯 5114 番地、5112 番地 1、5113 番地、5113 番地 2、5114 番地 2、5118 番地【家屋番号】5114 番【種類】養護院【構造】鉄骨・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺地下 1 階付 4 階建【床面積】1 階 1,280.03 平方メートル 2 階 866.12 平方メートル 3 階 539.87 平方メートル 4 階 539.87 平方メートル 地下 1 階 128.62 平方メートル

(ケアハウスグリーンライフ小磯)

【所在】福島県郡山市深沢二丁目 240 番地【家屋番号】240 番の 2【種類】デイサービスセンター【構造】鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建【床面積】1 階 352.20 平方メートル 2 階 18.90 平方メートル

(太田デイサービスセンター)

(3) 福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢 12 番地、11 番地 1、13 番地、福島県郡山市熱海町玉川字地止 28 番地所在の特別養護老人ホーム玉川ホーム中央棟敷地

福島県郡山市熱海町玉川字地止 28 番 776.85 平方メートル

福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢 1 2 番 1,153.71 平方メートル

福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢 1 3 番 618.18 平方メートル

福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢 1 1 番 1 770.00 平方メートル

合 計 3,318.74 平方メートル

(4) 福島県郡山市熱海町玉川字地止 29 番地 1、福島県郡山市熱海町玉川字高畔 1 番地 1、1 番地 1 先、1 番地 4、6 番地 2、福島県郡山市熱海町玉川字久保田 29 番地 1、29 番地 2、30 番地 1、30 番地 2、31 番地 1 所在の特別養護老人ホーム玉川ホーム南棟敷地

福島県郡山市熱海町玉川字地止 23 番 1 3.07 平方メートル

福島県郡山市熱海町玉川字地止 23 番 6 33 平方メートル

福島県郡山市熱海町玉川字久保田 29 番 2 124.07 平方メートル

福島県郡山市熱海町玉川字久保田 30 番 2 188.19 平方メートル

福島県郡山市熱海町玉川字高畔 1 番 4 1,190.00 平方メートル

福島県郡山市熱海町玉川字高畔 6 番 2 179 平方メートル

福島県郡山市熱海町玉川字地止 29 番 1 1,465.14 平方メートル

福島県郡山市熱海町玉川字高畔 1 番 1 1,762.62 平方メートル

合 計 4,945.09 平方メートル

(5) 福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢山 16 番地 6、15 番地 5、20 番地 27、福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢 1 番地 30、11 番地 2、14 番地、15 番地所在の特別養護老人ホームあたまホーム敷地

福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢 1 番 30 1,573 平方メートル

福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢 1 4 番 96 平方メートル

福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢山 20 番 25 433 平方メートル

福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢山 20 番 27 344 平方メートル

福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢山 1 7 番 1 676 平方メートル

合 計 3,122 平方メートル

(6) 福島県郡山市湖南町舟津字小磯 5114 番地、5112 番地 1、5113 番地、5113 番地 2、5114 番地 2、5118 番地所在のケアハウスグリーンライフ小磯敷地

福島県郡山市湖南町舟津字小磯 5 1 0 0 番 1 807 平方メートル

福島県郡山市湖南町舟津字小磯 5 1 1 1 番 33.05 平方メートル

福島県郡山市湖南町舟津字小磯 5 1 1 2 番 1 1,157 平方メートル

福島県郡山市湖南町舟津字小磯 5 1 1 3 番 684 平方メートル

福島県郡山市湖南町舟津字小磯 5 1 1 8 番 386.00 平方メートル

福島県郡山市湖南町舟津字小磯 5 1 1 3 番 2 81 平方メートル

合 計 3,148.05 平方メートル

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 41 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 34 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、郡山市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、郡山市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 35 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 指定居宅介護支援の事業

(2) 地域包括支援の事業

(3) 介護予防支援の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 解散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、郡山市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を郡山市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人太田福祉記念会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	太田辰雄
理事	折笠與四郎
理事	太田緑子
理事	高橋堯
理事	玄葉與光
理事	金森健
理事	齋藤英記
理事	吉田道子
理事	山ノ井總雄
理事	小口光一
監事	初瀬行雄
監事	湊芳郎

2 この定款は、本法人の設立許可の日から施行する。

附 則

この定款は、昭和58年5月21日より適用する。

附 則

この定款は、昭和60年7月5日より適用する。

附 則

この定款は、昭和60年7月25日より適用する。

附 則

この定款は、昭和61年4月23日より適用する。

附 則

この定款は、平成元年12月20日より適用する。

附 則

この定款は、平成2年3月17日より適用する。

附 則

この定款は、平成2年5月12日より適用する。

附 則

この定款は、平成2年12月21日より施行する。但し、第12条第2項第3号の規定は平成2年5月31日より適用する。

附 則

この定款は、平成5年3月19日より適用する。

附 則

この定款は、平成5年6月28日より適用する。

附 則

この定款は、平成6年9月6日より適用する。

附 則

この定款は、平成8年3月15日より施行する。但し、第13条第2項第4号の規定は、平成8年1月23日より適用する。

附 則

この定款の変更は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 10 年 1 月 22 日より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 12 年 2 月 24 日より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 12 年 3 月 24 日より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 12 年 7 月 9 日より施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 12 年 9 月 21 日より施行する。

附 則

この定款の変更は郡山市長の認可のあった日（平成 13 年 3 月 29 日）から施行する。ただし、第 17 条の規定にかかわらず、評議員の任期は平成 13 年 4 月 1 日からとする。

附 則

この定款の変更は郡山市長の認可のあった日（平成 13 年 6 月 15 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 13 年 8 月 20 日より施行する。

（平成 13 年 5 月 21 日理事会議決）

附 則

この定款の変更は、平成 14 年 12 月 13 日より施行する。

附 則

この定款の変更は郡山市長の認可のあった日（平成 15 年 4 月 10 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は郡山市長の認可のあった日（平成 16 年 4 月 9 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は郡山市長の認可のあった日（平成 17 年 2 月 4 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は郡山市長の認可のあった日（平成 17 年 7 月 20 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は郡山市長の認可のあった日（平成 18 年 1 月 23 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は郡山市長の認可のあった日（平成 18 年 7 月 7 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は郡山市長の認可のあった日（平成 19 年 1 月 10 日）から施行する。

ただし、平成 19 年 4 月 1 日就任予定の評議員の任期は、第 17 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この定款の変更は、平成 19 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この定款の変更は郡山市長の認可のあった日（平成 22 年 3 月 18 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は郡山市長の認可（平成 25 年 6 月 24 日）後、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は郡山市長の認可（平成 29 年 2 月 2 日）後、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。